

長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領の運用について

制定 平成21年6月26日 21建企第206号
最終改正 令和 5年4月 1日 5建企第 31号

1. 長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領「以下「試行要領」という。」 第3条の定義における建設関連維持管理業務とは、以下の例示によるものとする。

(1) 県営林作業業務

県営林作業委託実施要領(昭和55年4月9日55林第114号)第2に定める作業委託の範囲による。

(2) 道路清掃、河川清掃、公園清掃業務

適切な時期に、巡視を行い、清掃、除草、除雪その他施設の機能を維持するために必要な措置を講じる場合。

(例) 路面清掃、ガードレール清掃、トンネル清掃

(3) 道路伐採、河川伐採、公園伐採業務

道路路線毎の管理等において、施設としての本来の機能復旧を目的に、受注した1者が長期間に渡り契約を行い定期的若しくは契約工期より明らかに短い期間において伐採・除根・除草・剪定・捕植及び移植・施肥・灌水・防除等(以下「伐採等」)を行う場合。

契約期間が伐採等の実作業日数より長く、一定期間または一定の区域を管理する場合。

例; 仕様書において週に1回・週に2回の伐採等を行うなど。

例; 契約工期は8ヶ月で、そのうち雨季前に1度・イベントの前に1度伐採等するなど実作業が契約期間より短いなど。

注意 下記例は請負工事(除草工事、伐採工事等)になるので「建設関連維持管理業務」には該当しない。

道路等に草木があることで施設としての本来の機能が低下しているため機能復旧を目的にスポットで発注する場合。

なお、250万円未満の伐採工事の発注については、指名競争入札に努めること。

(4) 漂着物(流木・暖竹等)除去業務

国土交通省、農林水産省所管の港湾・漁港・海岸や河川において、大雨や台風等により流木等の漂着物があり、施設の利用又は運営に支障をきたす場合の流木等の撤去及び処分を行う場合。

2. 試行要領に定める建設関連維持管理業務、道路等監視業務はあくまで最低制限価格制度の取り扱いを定めるものであり、基本的には事務委託に該当する。

附則

この通知は、平成21年7月1日から施行する。（平成21年6月26日付21建企第206号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。（令和5年4月3日付5建企第31号）